八四一四・二〇	手押し式又は足踏み式の気体ポンプ	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四一四・三〇	圧縮機（冷蔵用又は冷凍用の機器に使用する種類のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四一四・四〇	気体圧縮機（けん引用の車輪付きシャシを取り付けたものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
	ファン		
八四一四・五一	卓上用、床用、壁用、窓用、天井用又は屋根用のファン（出力が一二五ワット以下の電動機を自蔵するものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四一四・五九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四一四・六〇	フード（水平面の最大側長が一二〇センチメートル以下のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四一四・八〇	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四一五	エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）		
八四一五・一〇	窓又は壁に取り付けるもの（一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四一五・二〇	自動車に使用する種類のもの（人用のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
	その他のもの		
八四一五・八一	冷却ユニット及び冷却加熱サイクルの切換え用バルブ（可逆式ヒートポンプ）を自蔵するもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四一五・八二	その他のもの（冷却ユニットを自蔵するものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四一五・八三	冷却ユニットを自蔵しないもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四・一六	炉用バーナー（液体燃料用、粉砕した固体燃料用又は気体燃料用のものに限る。）及びメカニカルストーカー（機械式火格子、機械式灰排出機その他これらに類する機械を含む。）		

八四一六・一〇	液体燃料用の炉用バーナー	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四一六・二〇	その他の炉用バーナー（複合型バーナーを含む。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四一六・三〇	メカニカルストーカー（機械式火格子、機械式灰排出機その他これらに類する機械を含む。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
	炉（焼却炉を含み、工業用又は理化学用のものに限るものとし、電気炉を除く。）		
八四一七・一〇	炉（鉱石又は金属のばい焼用、溶解用その他の熱処理用のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四一七・二〇	ベーカリーオーブン（ビスケットオーブンを含む。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四一七・八〇	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四・一八	冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（第八四・一五項のエアコンディショナーを除く。）		
八四一八・一〇	冷凍冷蔵庫（それぞれ独立した外部扉を有するものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
	家庭用冷蔵庫		
八四一八・二一	圧縮式のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四一八・二九	その他のもの	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四一八・三〇	横置き型冷凍庫（容量が八〇〇リットル以下のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四一八・四〇	直立型冷凍庫（容量が九〇〇リットル以下のものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
八四一八・五〇	貯蔵及び展示用のその他の備付品（チェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類するもので、冷蔵用又は冷凍用の機器を自蔵するものに限る。）	ＬＶＣ四十パーセント又は、ＣＴＳＨ	
	その他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ		